

返戻金に関する事項

職業紹介事業者が雇用主に紹介した採用者が、次の期間内に退職した場合は、支払われた紹介料金の一部を下記の割合に応じて返金するものとする。

紹介料金の返金は、採用者の退職日から1か月以内に雇用主が職業紹介事業者に対し書面により報告し、退職に関する事実関係（退職理由を含む）を雇用主及び職業紹介事業者が確認できた場合に限る。

返戻金額	
（１）入職後１か月未満で退職した場合	50%
（２）入職後１か月以上３か月未満で退職した場合	20%
（３）入職後３か月以上６か月未満で退職した場合	5%
※前項における計算期間について、入職後の暦日を問わず、賃金締切日ごとに1か月とする。	

以下の場合においては返戻金を支払わないものとする。

雇用主による解雇、雇用主の責めに帰すべき事由による雇用契約の終了した場合。

採用者の死亡、天災事変等の不測の事態の場合。

その他職業紹介事業者の免責が相当と認められる場合。

短期雇用契約に基づく求職者の採用の場合。

許可番号 27-ユ-302815

事業者の名称 株式会社マルタマフーズ

所在地 大阪府東大阪市若江南町二丁目9番16号

取扱職種の範囲等の明示について（職業安定法第32条の13、則第24条の5）

求人者及び求職者に対して、原則として求人申込み又は求職申込み受理後に速やかに書面の交付又は電子メールを利用する方法により明示しなければなりません。

ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるため、これらの方法によることができない場合は、あらかじめこれらの方法以外の方法により明示した時は、この限りではありません。

なお、電子メールを利用する場合は、相手方が電子メールを利用することを希望し、電子メールが相手方に到達した場合に限られます。この場合、相手方がP C等のファイルに記録されたときに相手方に明示内容が到達したものとみなされます。

求人者及び求職者に対して必要な明示内容

- 取扱職種の範囲等（取扱職種、取扱地域）
- 手数料に関する事項
- 苦情処理に関する事項
- 求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。）の取扱いに関する事項
- 求職者の個人情報の取扱いに関する事項
- 返戻金制度に関する事項

○ **取扱職種の範囲等**とは、厚生労働大臣に届け出ている職業紹介事業において取扱職種の範囲、取扱地域その他業務の範囲の明示を言います。

○ **手数料に関する事項**とは、求人者に対しては受付手数料や職業紹介手数料（上限制手数料又は届出制手数料）等求人者から徴収する手数料であり、求職者に対しては家政婦（夫）や配せん人等一部の職業から徴収することができる求職受付手数料や経営管理者や科学技術者等一部の職業から一定の条件を満たす場合は徴収することができる求職者手数料の明示を言います。

なお、求職者から手数料を徴収しない場合は、その旨を明示してください。

○ **苦情処理に関する事項**とは、求職者及び求人者からの苦情について、苦情相談窓口、対応方針、関係法令に照らして違法及び不法な内容を含む苦情等専門的な相談援助を必要とする苦情についての関係行政機関との連携方法等に関する事項の明示を言います。

○ **求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。）の取扱いに関する事項**とは、求人者から知り得た情報（※）の保管又は使用方法、管理方法等求人者の情報の取扱いに関する事項の明示を言います。

※ 求人者情報とは、職業安定法第51条第2項及び職業安定法施行規則第34条で定める「法人である雇用主に関する情報」であり、すでに公知となっている情報及び取引後に公知となった情報が公表することを求人者が承諾した情報等を除き、業務上取り扱ったことについて知り得た求人者の情報を言います。

○ **求職者の情報の取扱いに関する事項**とは、求職者から知り得た個人情報の保管又は使用方法、管理方法等求職者の個人情報の取扱いに関して「個人情報適正管理規定」に基づき記載された内容の明示を言います。

○ **返戻金制度に関する事項**とは、返戻金制度（※）の有無と返戻金制度がある場合は、その具体的な内容を明示することが必要です。

※ 返戻金制度とは、職業安定法施行規則24条の5第2号で定める「その紹介により就職した者が早期に離職したことその他これに準ずる事由があった場合に、当該者を紹介した雇用主から徴収すべき手数料の全部または一部を返戻する制度その他これに準ずる制度」を言います。平成11年労働省告示第141号第5の4（2）において、有料職業紹介事業者は、返戻金制度を設ける

ことが望ましいとされています。

詳しくは、職業紹介事業の業務運営要領、職業紹介事業パンフレットをご参考ください。